

平成23年度の 事業評価概要

平成23年11月29日

公共事業評価実施要領改定 (H22.4.1) の概要

<事業評価の新たな取り組み(H22.4.1実施要領改定)>

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の再評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。

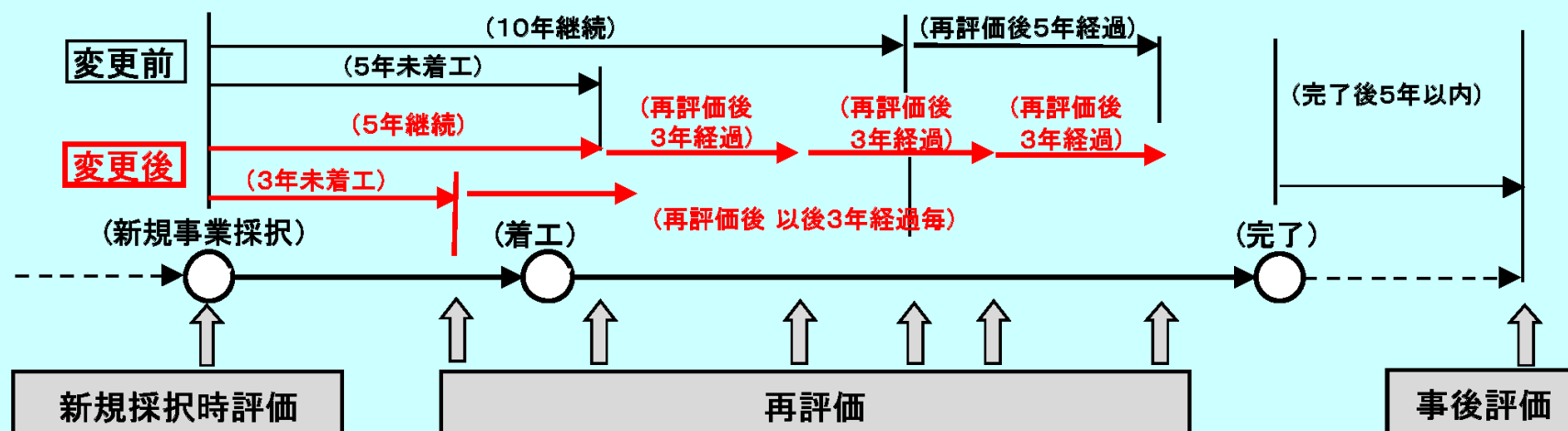
※新規事業採択時評価については、平成21年度より導入済。(H21.12.24実施要領改定)

○再評価サイクルの短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。

	現 行	改 定
公共事業	<直轄事業等、補助事業等> 5年未着工・10年継続・5年毎	<直轄事業等> 3年未着工・5年継続・3年毎 <補助事業等> 5年未着工・5年継続・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・5年継続・3年毎

<事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



事業評価の予定

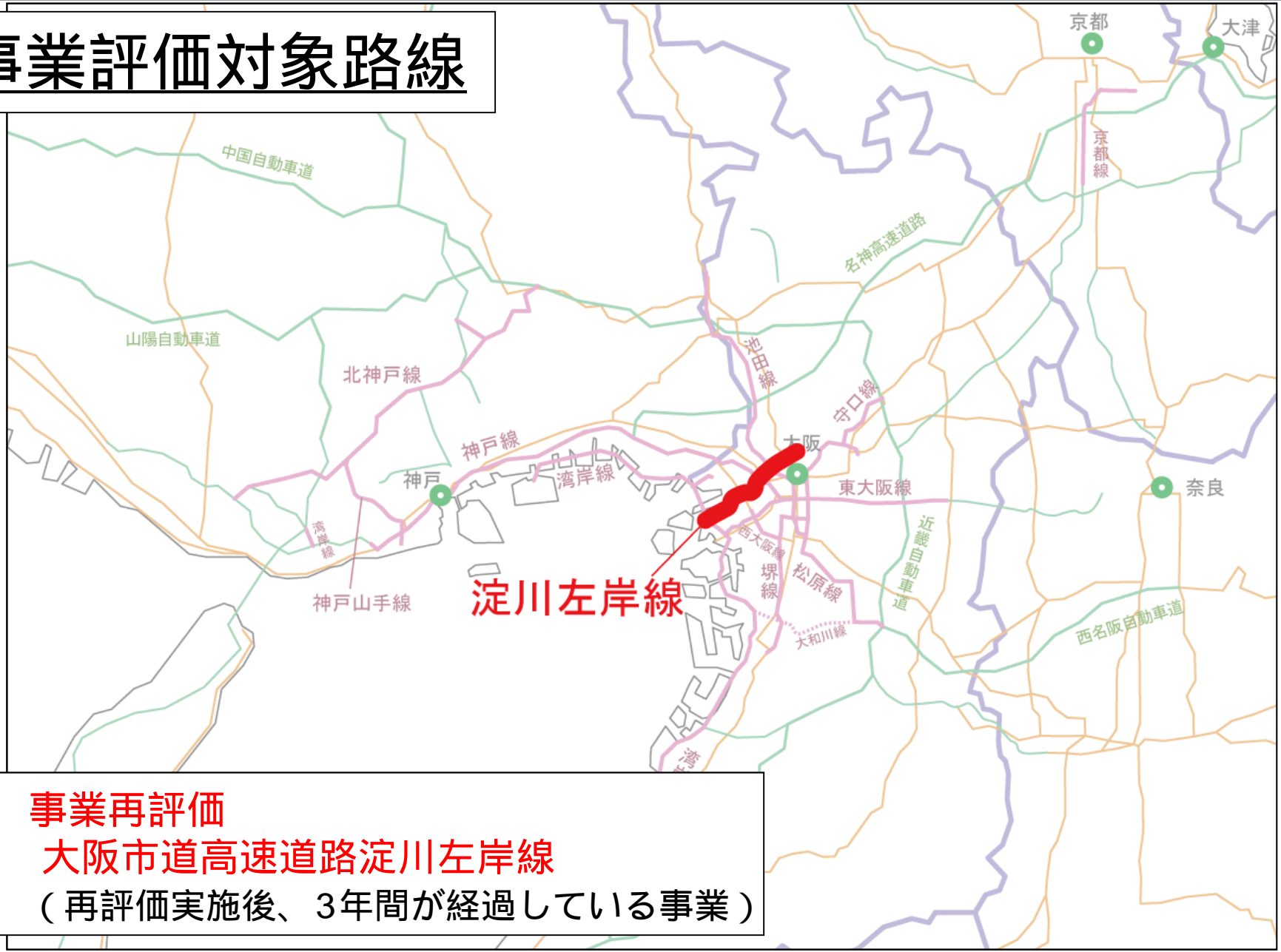
路線名	予算採択	新規事業評価	再評価(第1回)	再評価(第2回)	再評価(第3回)	再評価(第4回)	供用日(予定年)	事後評価
淀川左岸線	S62	-	H10	H15	H20	H23	(H33)	H38
大和川線	H1	-	H21	H24			(H27)	H32
神戸山手線	S59	-	H10	H15	H20	-	H22.12.18	H27
新十条通	H6	-	H16	-	-	-	H20.6.1	H25
油小路線	H11	H11	H21	-	-	-	H23.3.27	H28

注1 : ()内は供用予定年

注2 : 評価実施済みは太斜字

注3 : 印の供用日(予定年)は合併施行区間を含む

事業評価対象路線



事業再評価
大阪市道高速道路淀川左岸線
(再評価実施後、3年間が経過している事業)

審議の視点

【事業再評価】

再評価の視点

1. 事業の必要性等
事業を巡る社会経済情勢等の変化
事業の投資効果(費用対効果分析)
事業の進捗状況
2. 事業の進捗の見込み
3. コスト縮減や代替案立案等の可能性

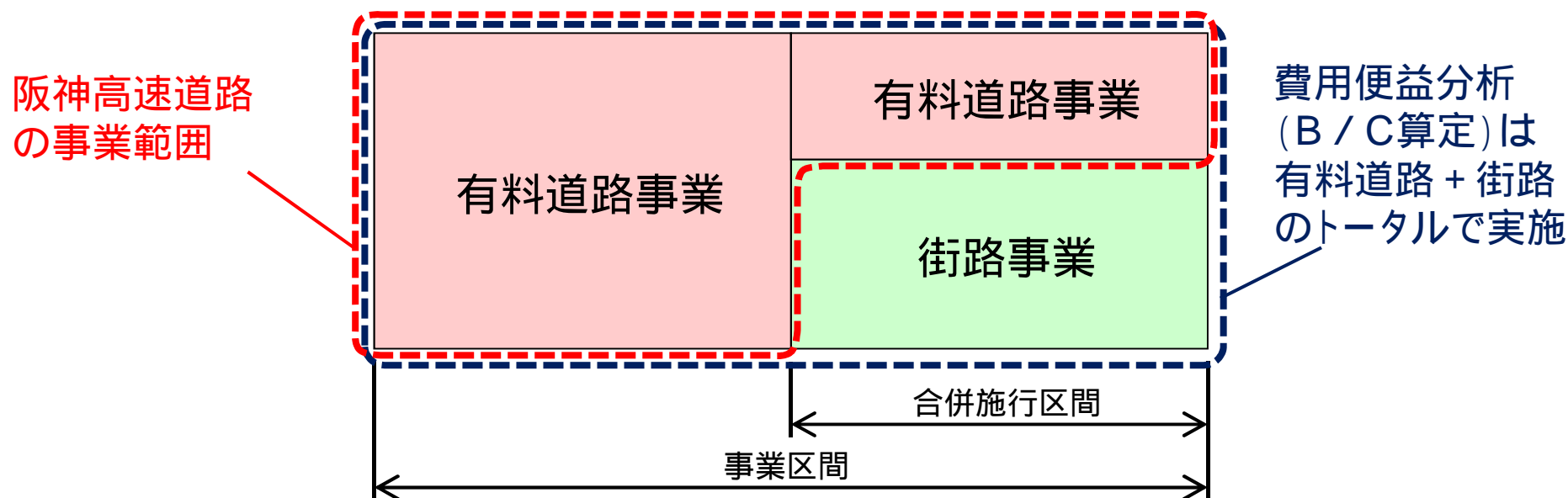
出典:「道路事業・街路事業に係る再評価実施要領」(国土交通省)

合併施行事業における事業評価の対象について

大阪市道高速道路淀川左岸線

： 大阪市の街路事業と

阪神高速道路株式会社の有料道路事業との合併施行



本事業評価の前提条件

- ・「費用便益分析マニュアル」(H20.11)に準拠して実施
- ・平成17年度道路交通センサスに基づく将来交通量(H23.1)

費用便益分析マニュアル(H20.11)

$$\text{費用便益比 (B/C)} = \frac{\text{便益}}{\text{費用}} = \frac{\text{走行時間短縮便益} + \text{走行経費減少便益} + \text{交通事故減少便益}}{\text{事業費} + \text{維持管理費}}$$

- ・評価対象期間:50年

(ただし、評価対象期間の開始時期について、全線供用時点から評価していたものを便益が発生する部分供用開始時点に見直し)

将来交通量の見直し

- ・「将来交通需要推計検討会(国土交通省)」での検討を踏まえた将来交通需要推計手法(平成22年11月公表)に基づく国土交通省推計OD表(平成23年1月)を用いて配分交通量を推計
- ・配分交通量の推計にあたっては、上記手法に基づき、将来ネットワークの設定について、未事業化ネットを除いた現況ネット+事業化済みネットで配分